

一橋大学博士学位申請論文審査報告書

令和5年2月28日

申請者 森勇斗

論文題目 日本に於ける錯誤法の理論的「再発見」

一「国際的調和」ではなく、数多の「交錯」を参考に一

審査員 滝沢昌彦、石田剛、小峯庸平

1. 本論文は、日本の錯誤法において不実表示理論を採用することができるかという問題意識から世界の錯誤法の潮流を検討するものであり、附録の資料を含めて171頁に及ぶ大作である。

2. 本論文の優れた点として、以下の3点を指摘できる。

まず、世界の錯誤法が、不実表示理論との関係から三つの類型に分けられることを明らかにした点である。すなわち、大陸法においては、意思理論を基礎に一方的錯誤を認める広範な錯誤法が採用されており（error型アプローチ）、これに対して、英米法では、原則として双方錯誤のみを認めるが（mistake型）、これを補充する為にサブ・ルールとして不実表示理論が発達した（複数形でmistakes型）。そして、大陸法と英米法とが交錯する地域では、error型でありながら不実表示理論をも採用している錯誤法（error-mistakes型）が存在することを指摘した上で、信頼の正当性に着目する日本の最近の判例にもこの傾向があると言う。

第二に、上記の点とも関連するが、大陸法と英米法とが交錯するミクストリーガルシステムの法を紹介した点である（具体的にはオランダ・南アフリカ・スコットランドが取り上げられている）。従来は大陸法と英米法のみが対比されることが多かったのに対して、より広範な比較法研究の契機となることが期待できるし、また、これは、日本法において（英米法的な）不実表示理論を採用することができるかという本論文の問題意識にもふさわしい。

第三は、本論文の第四章において、上記のような錯誤法の3種類の違いを数理議論学（形式議論学）の手法を用いて視覚的にも明らかにしようとした点である。自然言語に頼らずに、議論の構造を分析する意欲的な試みとして高く評価できる。

3. 他方、本論文にも若干の問題点を指摘できないわけではない。平成29年民法改正後の日本の錯誤論の検討が必ずしも充分ではなく、また、外国語の表記の不統一など形式面での不備が散見される。しかし、本論文の優れた点に比較すれば小さな問題であって論文の価値を損なうものではなく、また、森氏自身も自覚しているところでもあり改善が期待される。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者森勇斗氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与することが適当であると判断する。